

戸敷地区県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)によって造成される施設の
の予定管理方法等

1 管理者

三財川筋土地改良区、西都市

2 管理すべき施設の種類

用排水路、農道

3 取水に関する基本事項

本地区(かんがい受益面積 49ha)は、高山頭首工から取水し幹線用水路を
経て貯水池に貯水したのち、揚水ポンプ(φ300、45KW)にて配水槽に圧送
後、パイプライン(DCIP φ500, φ350 VU φ300~100)により農地への配水
を行う。

期 間 区 分	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
	3月10日から 4月20日まで	4月21日から 9月30日まで	10月1日から 翌3月9日まで
谷藪揚水機場(仮称)	0.298 m ³ /s	0.177 m ³ /s	0.030 m ³ /s

4 管理に要する費用の概算及びその負担方法

揚水機場施設に関する費用

施設管理費：2,495,000円/年（概算）

（維持補修費 300,000 円、電力料 2,195,000 円）

費用負担：当該施設受益者 5,000円/10a

水管理費：490,000円/年（概算）

（操作・施設 管理人手当 等）

費用負担：当該施設受益者 1,000円/10a

その他の施設（用排水路、農道）に関する費用

施設維持管理：1,470,000円/年（概算）

（除草、土砂揚げ、路面補修 等）

費用負担：三財川筋土地改良区 3,000円/10a

谷藪揚水機場（仮称）の水管理費 及び その他施設の維持管理に要する費用については、定款の定めるところにより、本事業の施行地域内の農地の全部につき面積割に算定し、賦課徴収する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

該当なし